

国家戦略特別区域法の概要

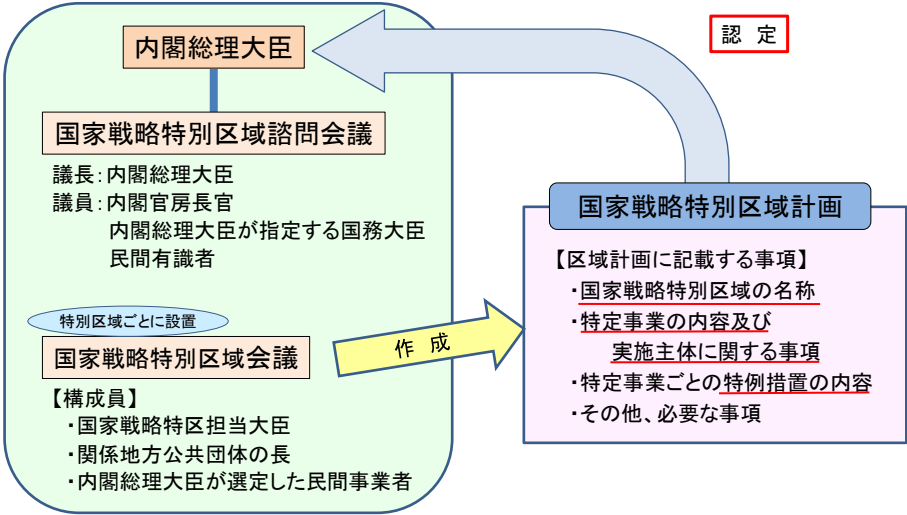
経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。

国家戦略特別区域法

- ① 平成25年12月7日 成立
- ② 平成25年12月13日 施行
- ③ 平成26年5月1日 国家戦略特別区域の指定
(関西圏:大阪府、兵庫県、京都府)

国家戦略特別区域法の概要

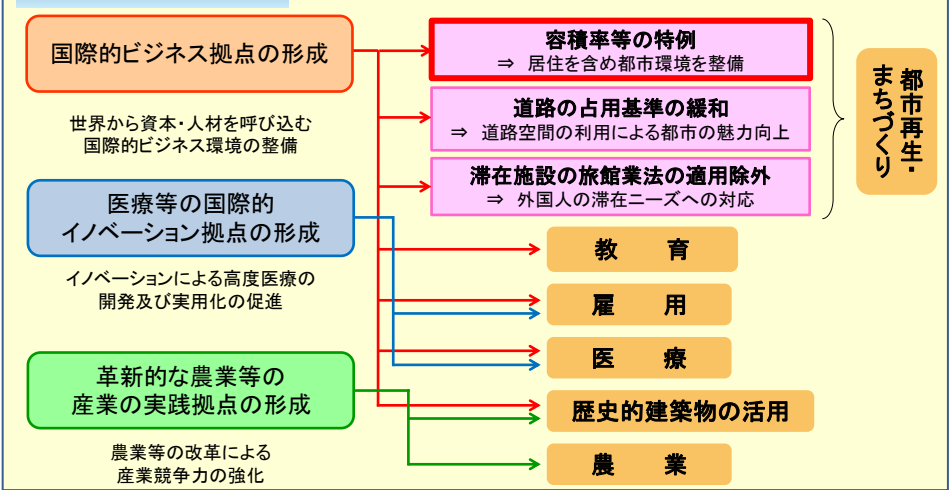
経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



国家戦略特別区域法の概要

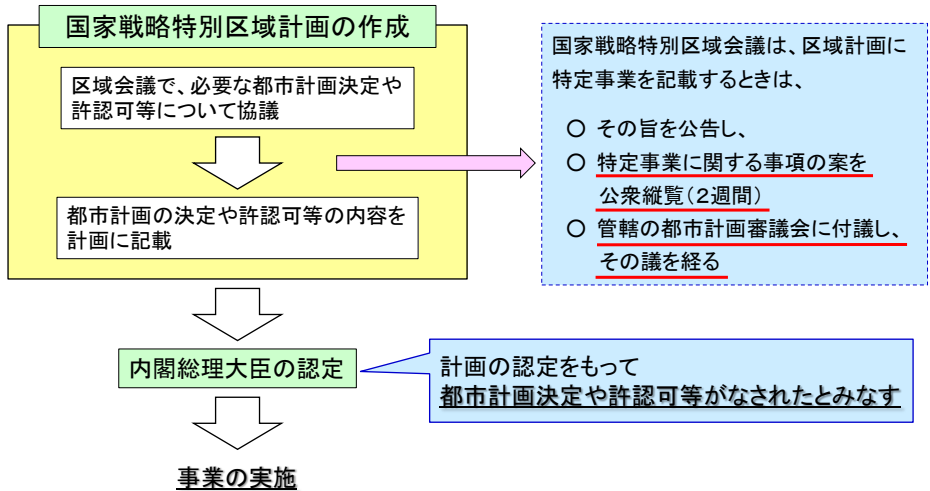
経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。

国家戦略特区のイメージ



都市計画法等の特例措置

世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設(住宅、オフィスビル、コンベンション施設等)の立地を促進するため、特定事業を区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすこととする。(ワンストップ処理)



建築基準法の特例措置

「グローバル企業等のオフィスに近接した住宅等の整備を推進することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、住宅の容積率の緩和を行うものである。」

